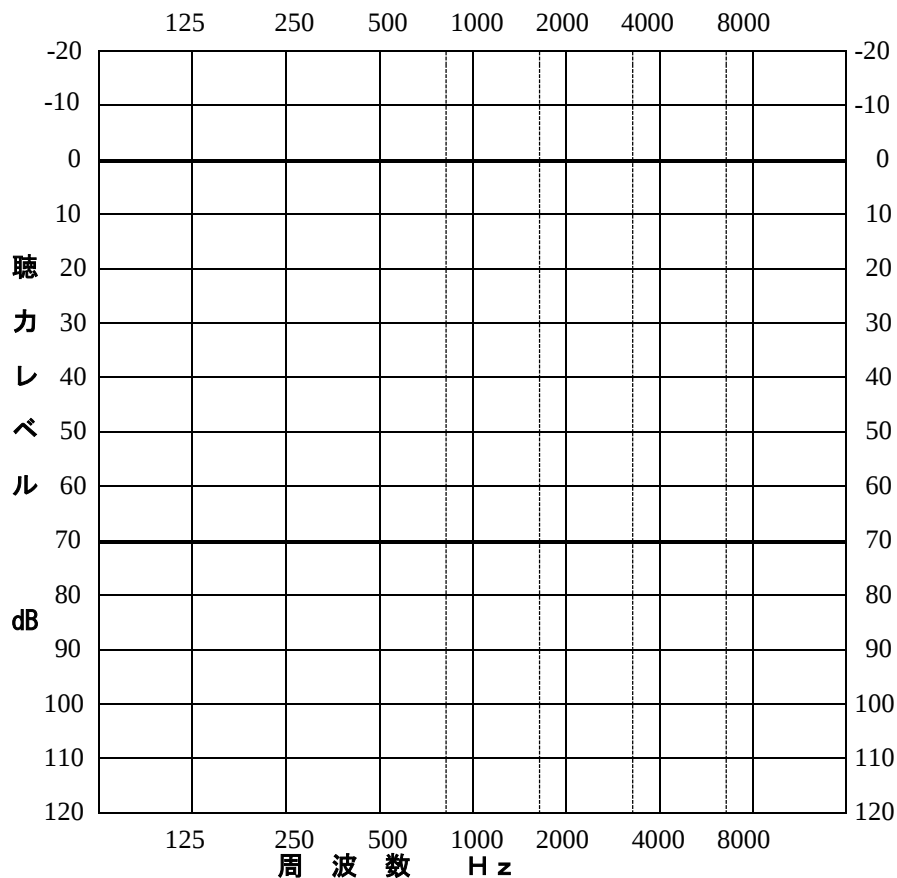


身 体 の 状 況 お よ び 所 見

オーディオメーターの型式



気 導	
右	左
dB	dB
骨 導	
dB	dB

気 導	
右	左
○	×
骨 導	
☐	☐

- 1 聴 力 右 d B 左 d B
 (1) 単語による語音明瞭度 (右 % 左 % 両耳 %)
 (2) 話・言葉による了解度

		右	左
大 声	耳 介 に 接 し て	了 ・ 非	了 ・ 非
話 声	〃	了 ・ 非	了 ・ 非
話 声	4 0 c m 離 れ て	了 ・ 非	了 ・ 非

- 2 「平衡機能障害」の状態及び所見

- 3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見（該当する障害の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。）

- ☐ そしゃく・嚥下機能の障害→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
☐ 咬合異常によるそしゃく機能の障害→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- ☐ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
☐ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
☐ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
☐ その他

()

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

○所見（上記の枠内の観察点から、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

()

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○観察・検査の方法

- ☐ エックス線検査 ()
☐ 内視鏡検査 ()
☐ その他 ()

○所見（上記の枠内の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

()

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- ☐ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
☐ その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[]

(2) その他（今後の見込み等）

[]

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
☐ 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
☐ 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
☐ 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
☐ 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
☐ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

聴力障害の認定に当たっては、J I S規格によるオーディオメータで測定すること。

d B値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、c

とした場合、 $\frac{a + 2b + c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2におい

て100dBの音が聴取できない場合は、該当dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。